

下呂市告示第 119 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、下呂市会計規則（平成 16 年下呂市規則第 43 号）第 15 条の 2 の規定により告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

下呂市長 山 内 登

1 指定納付受託者の名称及び住所

名 称	住 所
株式会社トラストバンク	東京都渋谷区渋谷二丁目 24 番 12 号

2 指定納付受託者に納付させる歳入

インターネットを利用して行う下呂市手数料条例（平成 16 年下呂市条例第 62 号）に基づく手数料及び郵送料相当の金額

3 指定納付受託者に歳入させる期間

令和 5 年 4 月 1 日から契約満了の日まで